

## 沼田市移住促進通勤費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の移住定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目的として、本市へ転入した者のうち、新幹線を利用して群馬県外に通勤する者に対し、予算の範囲内において交付する、沼田市移住促進通勤費補助金（以下「補助金」という。）について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に本市に転入し、かつ、第5条第1項に規定する新規申請をする時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 前号の記録の前1年以内に本市の住民基本台帳に登録されていないこと。
- (3) 転入した日において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は同居するその配偶者のいずれかの年齢が50歳未満であること。
- (4) 申請日においてアからウまでのいずれにも該当する住宅、又はエに規定する賃貸住宅に居住していること。
  - ア 所有者が専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅であって床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを含む。）
  - イ 新築され、又は購入され、かつ、申請者又は同居する配偶者を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅
  - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められる住宅
  - エ 申請者又は同居する配偶者を賃貸契約の名義人とする賃貸住宅

- (5) 新幹線定期券を購入し、上越新幹線上毛高原駅を利用して群馬県外へ通勤している、又は通勤する予定であること。
- (6) 申請者及びその世帯員に本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- (7) 申請者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### (補助金の対象となる新幹線定期券等)

第3条 補助金の交付の対象となる新幹線定期券は、前条に規定する補助の対象者に該当するに至った日以後にその通用期間が始まるものとする。

- 2 補助金の交付を受けることができる期間（以下「補助期間」という。）は、第5条第1項に規定する新規申請にかかる新幹線定期券の通用期間の初日から3年とする。ただし、申請日の属する年度より前に通用期間が開始している場合は、申請日の属する年度の4月1日を補助期間の初日とすることができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、新幹線定期券購入費用1月当たりの額から、本市以外の者から支給される通勤手当(当該新幹線定期券にかかるものに限る。)その他これに準ずるものの1月当たりの額を差し引いた額(2万円を上限とする。以下「単位補助額」という。)に月数を乗じた額とし、1月に満たない期間がある場合には、単位補助額を30で除した数に1月に満たない期間の日数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。ただし、補助金の合計額は1会計年度内に24万円を超えないものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、沼田市移住促進通勤費補助金交付申請書(様式第1号)に、申請の種類に応じ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の除票又は戸籍の附票その他第2条第1号に規定する記録の前1年以内に本市の住民基本台帳に記録がなされていないことを証明する書類(補助期間内の1回目の申請(以下「新規申請」という。)に限る。)
- (2) 就労及び通勤手当等支給額証明書(様式第2号)
- (3) 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し(新規申請に限る。)
- (4) 新幹線定期券の写し又は購入した新幹線定期券の区間、有効期間、金額、経由等がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、購入した新幹線定期券の通用期間(当該通用期間を超えて新幹線定期券を利用する場合にあっては、その利用する予定の期間を含めることができるものとする。)ごとに行うものとする。ただし、一の年度に申請できる期間(以下「申請期間」という。)の終期は当該年度の末日とし、同日後の通用期間に対する補助金は翌年度において申請するものとする。

3 新規申請は、通用期間の開始後に行うものとし、その期限は、令和8年3月31日とする。  
(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、その結果を沼田市移住促進通勤費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を請求するときは、沼田市移住促進通勤費等補助金請求書(様式第4号)により、通用期間の開始日が属する同年度内に、市長に請求しなければならない。

2 請求は、購入した新幹線定期券の通用期間ごとに行うものとする。ただし、通用期間が同一年度であれば、併せて請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、申請期間終了後2週間以内に、沼田市移住促進通勤費補助金実績報告書(様式第5号)に当該申請期間に係る第5条第1項第4号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、沼田市移住促進通勤費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金交付決定後の申請期間中に市外に転出した場合
- (3) 補助金交付決定後の申請期間中に新幹線定期券の払戻しをした場合
- (4) 交付決定の際に付した条件に違反した場合
- (5) その他規則及びこの要綱の規定に違反した場合

2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、沼田市移住促進通勤費補助金返還命令書(様式第7号)により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。